

青梅市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 3 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うほか、職権による減免措置を可能にしたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市市税条例の一部を改正する条例

青梅市市税条例（平成 1 0 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項第 1 号中ケを同号コとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託にかかる信託事務に関連する寄付金

第 5 1 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 5 1 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

第 7 1 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 7 1 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 1 3 9 条の 3 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、または取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 1 3 9 条の 3 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

付則第 4 条の 2 を削る。

付則第 1 0 条の 2 中第 1 6 項を第 1 7 項とし、第 7 項から第 1 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 5 6 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 3 4 条の 7 第 1 項の改正規定および付則第 4 条の 2 を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

(固定資産税に関する経過措置)

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。